

公告第945号

組合規程の一部変更について

下記のとおり組合規程の一部を変更します。
つきましては、健康保険法施行令第3条の規程により公告いたします。

新旧対照表

34. 会計事務取扱規程

新	旧
第1～2条 (略) (帳簿の備付) 第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 一 一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金算定原簿 二 一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金月別整理簿 人事関係 (略) 第4～42条 (略) (備品の毀損等届出) 第43条 備品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。 (備品の廃棄処分) 第44条 毀損その他の事由により備品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。 第45～49条 (略)	第1～2条 (略) (帳簿の備付) 第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 一 保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿 二 保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿 人事関係 (略) 第4～42条 (略) (物品の毀損等届出) 第43条 物品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。 (物品の廃棄処分) 第44条 毀損その他の事由により物品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。 第45～49条 (略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月13日

ダイハツ健康保険組合
理事長 田中 光治